

令和8年10月15日

災害時の不安や困りごとを法的側面から支援！

～大阪弁護士会と防災協定を締結します～

本市と大阪弁護士会（会長 中井 洋恵）は、「災害時相談業務に関する協定」を締結します。

同会は市民の皆様の権利・利益を守るため、法律相談や人権擁護などの活動に取り組んでおり、さまざまな相談会を開催・設置し、市民が気軽に相談できる体制を常日頃から整えています。また、過去の災害時にも無料相談会を開催した実績があり、これらの協力内容は、市民の安全・安心につながることから本協定の締結に至りました。

本協定の締結により、大規模災害時において、市民の不安解消と生活の復興に繋がるように、同会から派遣された弁護士による被災者のための法律相談業務等を行うことが可能となります。

今回の協定締結にあたり、同会、中井 洋恵会長と大松 桂右市長が出席し、下記のとおり締結式を開催します。

○協定締結式について

【日時】令和8年10月22日（木）

9時30分～

【場所】大阪弁護士会館8階804会議室

【当日の予定】

- 1 出席者紹介
- 2 挨拶
- 3 協定書署名
- 4 写真撮影

協定に基づく協力内容

- ・被災者法律相談 等

※大阪弁護士会 <https://www.osakaben.or.jp/>

※取材にお越しいただく場合は、事前にご連絡いただきますようお願いします。

【本件に関するお問い合わせ】

八尾市 危機管理課

住 所：八尾市本町一丁目1番1号

電 話：072-924-3953